

アルビレックス新潟後援会会員規約

第1条【適用範囲】

本規約は、一般社団法人ANサポーターズアソシエーション（以下「当法人」）が運営する「アルビレックス新潟後援会」（以下「本会」）に関して、会員による利用の一切に適用されるものとします。

第2条【本規約の範囲】

1. 当法人が、本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等（以下総称して「利用規約等」といいます）は、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条【本規約の内容及びサービスの変更】

当法人は、社会情勢の変化その他合理的必要性が生じた場合、本規約及び本会の特典やサービスの内容を、会員の了承を得ることなく、随時変更することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条【当法人からの通知】

当法人は、アルビレックス新潟公式サイト内「後援会ページ」上での表示、電子メール配信や郵送等その他当法人が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。なお、会員が当法人に届け出た会員情報に基づき電子メール配信や郵送等その他の方法による通知を行ったにも関わらず、これが会員に到達しなかった場合は、当該通知が通常到達すべき時期に当法人からの通知がなされたものとみなします。

第5条【会員】

1. 本規約における会員とは、後援会の活動目的である「アルビレックス新潟の活動を後援し、世界一のプロサッカーチームとなるよう応援し、併せて新潟県におけるサッカーの健全な発展とスポーツの振興をはかること」に賛同し、本規約を確認し、その内容を承

諾した上で、当法人が定める方法にて入会申込がなされ、当法人が入会を承諾した個人または法人もしくは団体とします。

2. 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団ならびにその関係団体）に所属する者または団体は入会申込をすることができません。

第6条【地区後援会】

本会は、市町村単位もしくはその他の単位で地区後援会を設置し、会員は居住地の地区後援会に属します。

第7条【年会費】

1. 会員は、当法人所定の方法により、当法人に対し、本会の年会費を支払うものとします。
2. 年会費は、会員プランに応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当法人は、別途その利用料金を定め会員に対して明示します。
3. 当法人は年会費について会員の承諾を得ることなく変更できるものとします。なお、消費税等については、消費税等の税率の変更に伴い金額を改定します。納められた年会費は本会に帰属し、いかなる理由があろうとも一切返却できません。

第8条【有効期間】

会員資格有効期間は、毎年1月1日～12月31日までの1年間となります。

ただし、Jリーグのシーズン移行に伴い、2026会員の会員資格有効期間は2026年1月1日～6月30日の6か月間とし、2026-27会員から会員資格有効期間を7月1日～翌年6月30日までの1年間とします。

第9条【会員資格の継続】

1. 会員資格の継続は、当法人から、当法人が決定した時期に、会員継続のご案内をいたしますので、会員継続の手続きをしてください。会員継続の手続きをした会員は、会員規約等を承諾したものとみなされます。
2. 会費の決済方法について、クレジットカード払いもしくは口座振替を選択した会員は、会員本人もしくは担当者が決済方法変更や退会の申し出をしない限り、会員資格は翌年

度も自動継続されるものとします。会員資格を自動継続した場合、該当年度の会員規約及びその他利用規約を承諾したものとみなされます。また、会員本人もしくは担当者より変更の申し出がない限り、前年度の会員プランが引き継がれ、プランに応じた会費が決済されます。以降の年度においても同様です。

第10条【退会】

1. 会員は、会員本人または担当者の申し出により本会を退会することができます。ただし、中途退会はできません。第8条の会員資格の有効期間が経過し、継続手続きが行われない場合に限り、本会から退会することができます。
2. 会員が本規約に違反、または本会の名誉を傷つける行為をされた場合には、当法人はその会員を退会させることができます。
3. 前2項の場合において、退会した会員は、退会時に本会にかかる諸権利等を失います。また、当法人は、理由の如何を問わず、納められた年会費は一切返却しません。

第11条【会員証】

1. 当法人が入会を承認する場合、会員ごとに会員番号を設定し、会員証を1枚発行します。会員が会員番号を選択することはできません。
2. 会員証は会員本人に限り利用可能とします。
3. 会員証は会員によるサービスの利用に際して提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができません。

第12条【特典送付】

電子メール、送付物等が会員の事情または、会員が契約する携帯電話会社の事情等により会員に到達しない場合、当法人は、特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。

第13条【譲渡等の禁止】

会員は、会員番号、会員証、本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。ただし、名義変更や会員権利の引継ぎに関しては、会員本人の家族に限り可能とします。その際、会員番号や継続年数は引き継がれるものとします。

第14条【自己責任の原則】

1. 会員は、自己の責任のもとでサービスを楽しむものとし、本会に対して何らの迷惑、または損害を与えないものとします。
2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、当法人はいかなる責任をも負わないものとします。
3. 当法人以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当法人はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第15条【営業活動の禁止】

会員は、本会及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第16条【その他の禁止事項】

当法人は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及びサービスに関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 第三者にサービスを利用させる行為
- (6) 会員番号、会員証、記念品、プレゼント賞品等を第三者に譲渡、転売する行為
- (7) 当法人または第三者を誹謗中傷する行為
- (8) 当法人または第三者に不利益を与える行為またはそのおそれがある行為
- (9) 本会の運営を妨げるような行為

- (10) 前各号の他、本規約、Jリーグ統一禁止事項、法令または公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第17条【保護者】

未成年の方が入会の申し込みをする場合には、必ず保護者の同意を得るものとします。

第18条【個人情報保護方針】

会員の個人情報については、アルビレックス新潟公式サイト内「後援会ページ」に記載のプライバシーポリシーに準じます。

第19条【会員の権利等】

会員は本会の資産等について何らの権利も請求権ありません。

第20条【会員情報】

1. 当法人は、以下の目的で会員に関する情報（会員氏名または企業名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、サービスの利用履歴等会員に関する情報〔以下総称して「会員情報」といいます〕）を取得し、利用することができるものとします。
 - (1) 本会における記念品等商品を発送するため
 - (2) 本会の特典を提供するため
 - (3) 当法人または第三者の商品、サービス等に関する広告、お知らせその他の情報を会員宛に電子メール、郵送等により送付するため
 - (4) 本人確認のため
 - (5) 問い合わせ、苦情対応のため
 - (6) アンケートの実施のため
 - (7) 懸賞、キャンペーンの実施のため
 - (8) 会員個人を特定することができない形式により対外統計資料として提供するため

- (9) 個人情報保護法その他法令により認められる方法により利用するため
- 2. 当法人は、会員情報を、次の項目の何れかに該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者（当法人が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。
 - (1) 法令に基づき請求される場合
 - (2) 公的機関から請求される場合
 - (3) その他サービスの運営上必要であると当法人が判断する場合
 - (4) 個人情報保護法その他法令により認められる場合
- 3. 当法人は、会員に対し、当法人または第三者の広告または宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信・送付することができるものとします。

第21条【会員の肖像権等】

当法人は、当法人が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名、肖像、声等を記録、録画または録音し、広報宣伝を目的として、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、インターネット等で放送、掲載、配信を行うことができます。会員にはこれらについて承諾をしていただいた上、当該イベント等に参加していただきます。会員がこれらについて承諾されない場合、特典への参加ができない場合がございます。

第22条【免責】

当法人は、本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第23条【届出事項の変更】

会員は、届出事項の変更が生じた場合には、すみやかにマイページまたは当法人の定めた方法にて連絡するものとします。

第24条【本会の運営】

- 1. 本会の運営は当法人が運営し執行するものとします。
- 2. 会員は当法人が運営し執行することの意思決定に参加することはできません。

2025年10月24日改定